業務委託契約書

美容室　　　　　　　（以下「甲」という。）と、美容師　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し美容業務を委託することに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、甲が、乙に対し、甲の美容室における美容業務を委託し、乙が甲の美容室において美容師として施術を行うことを目的とする。

（業務の委託）

第２条　甲は、乙に対し、以下に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（１）　美容師としての施術業務

（２）　前号に定める業務に付随する業務

（３）　その他、甲乙間で別途合意した業務

２　甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。

３　乙は、甲の指定する日時において、以下の美容室において本業務を行う。

　　住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

　　店名：美容室〇〇

４　甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。

（業務遂行上の義務等）

第３条　乙は、甲と緊密に連絡をとり、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行する。

２　乙は、本業務の遂行に関して甲に適用される法令、監督官庁の告示・通達及び業界の自主ルール等を遵守しなければならない。

（委託料）

第４条　本業務の委託料は１回の施術あたり●●円（消費税別）とする。

２　甲は、乙に対し、当月末日を締めとして当月中に本業務を行った時間に委託料を乗じた額を、翌月末（土日祝日その他甲の定休日の場合、翌営業日）までに、乙の指定する金融機関の口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（経費）

第５条　本業務遂行に必要な経費は、甲の事前の承諾を得たもの以外は、乙の負担とする。

２　乙が出費をした経費については、甲の事前の承諾を得たものに限り、甲に対し清算を行うことができるものとする。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができない。

（秘密保持義務）

第７条　乙は、甲が乙に対し開示・提供した情報（以下「秘密情報」という。）を本契約有効期間中秘密として保持し、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示・漏洩してはならず、また、本業務遂行の目的以外に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

（１）　甲から取得する前に、既に公知であった情報

（２）　甲から取得した後に、自らの責によらず公知となった情報

（３）　乙が甲から取得する前に、既に自らが所有していた情報で、かかる事実が立証できる情報

（４）　正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得した情報

（５）　甲から開示された情報によらず独自に開発・取得した情報

２　乙は、前項の守秘義務遂行に際し、自らの従業員に対しても必要かつ有効な措置を講じるものとする。

３　乙が、甲の事前の書面による承諾を得て、第三者に秘密情報を開示する必要がある場合であっても、自らの責任において当該第三者に本条の義務と同等以上の義務を負わせるものとする。

４　乙が、前三項の義務に違反し甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対し損害賠償の責を負う。

（直接取引の禁止）

第８条　乙は、甲の顧客と本業務または本業務に類似する業務につき、直接取引または直接取引を目的とした営業行為を行ってはならない。

（譲渡禁止）

第９条　乙は、本契約上の地位または本契約から生じる権利義務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、貸与（これに類するものを含む。）し、または担保の設定をすることはできない。

（契約解除）

第１０条　甲は、次にかかげる事由の１つに該当する事由が乙に生じたときは、なんらの催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができる。

　①　支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき

②　手形または小切手が不渡りとなったとき

③　差押え、仮差押え、仮処分、または競売の申立があったとき

④　破産、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、または申し立てられたとき

⑤　営業の取消し、または停止処分を受けたとき

⑥　その他本契約に定める条項に違反し、かつ相手方からの書面による催告を受領した後４週間以内に是正されないとき

２　乙は、前項にかかげる事由の１つに該当する事由が生じたときは、本契約から生じるすべての債務について期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。

（中途解約）

第１１条　甲は、乙に対し書面による通知をすることにより、本契約を将来に向かって解約することができる。

（契約の期間）

第１２条　本契約の有効期間は、本契約締結日から１年間とする。ただし、期間終了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約終了の申入れがない場合には、本契約は同一の条件で１年間延長され、以後も同様とする。

２　第７条、本条、第１３条、第１４条、第１５条及び第１６条の各規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（損害賠償）

第１３条　甲及び乙は、本契約の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、相手方に対しその損害の賠償を行うものとする。

（第三者の権利侵害等）

第１４条　美容室の運営に関連し、乙が第三者から何らかの訴え、異議、クレーム、請求等の紛争が生じた場合、乙は直ちにこれを甲に通知するものとする。

２　前項の紛争について、甲は一切責任を負わないものとし、乙の責任の費用においてこれを解決するものとする。

（合意管轄）

第１５条　本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（協議）

第１６条　本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲：

（住所）

（氏名）

乙：

（住所）

（氏名）